



特別職の給与引き上げ、窓口民間委託、ふるさと納税は問題です

昨年12月市議会には市当局からの多くの議案と市民からの2つの陳情が提出されました。そのうち、流山市一般会計の補正予算への反対討論と市長など特別職の退職金の支払い停止を求める陳情への賛成討論の要旨を掲載いたします。

■議案 流山市一般会計補正予算

自治体の補正予算案ですから、中には必要で妥当な補正、例えば障害者自立支援給付事業、市立保育所の整備事業、保育所の運営委託事業、児童手当事業、人事院勧告に基づく一般職の人員費の追加補正等々も含まれていることは当然です。しかし、以下に指摘する諸点は、承服できない大きな問題をはらんでいると考え、反対します。

そのひとつは、市長・副市長など特別職の給与引き上げが含まれていること。これは、今議会に提出された陳情についての議論の中でも述べますが、特別職の給与は一般職などの生活給とは異なってもともと高額であり、今以上の引き上げは必要を感じられません。

第2に、新設されるおたかの森出張所の窓口委託料。この部分はマニュアル作りに関連した委託料の減となっていますが、出張所の窓口委託は流山市として初めての試み。窓口の民間委託については、他の自治体では個人情報の漏洩などの問題も発生しています。それよりも何よりも、自治体の仕事を後方と窓口、権力の行使とそれ以外の業務という形で機械的に切り離して後者を民間委託するやり方は、公務からその一体性を失わせ、住民の要望に応え、住民の権利を実現するという公務労働の大事な性格を損なわせ、また官製ワーキングプアを増やす懸念があります。

第3に、ふるさと納税での報償費の追加。私が流山市議会の中で何度も指摘してきたことですが、ふるさと納税制度は、寄付をする余裕のある市民には税の控除が受けられるがそうでない者への恩恵はない、極めて不公平な制度です。そもそも全国の多くの自治体が競って取り組む中で、結局はこちらの自治体で減った分をこちらの自治体で得るという、全体としてみればゼロサムゲームに近い制度です。

それぞれの自治体が創意工夫を發揮するという建前とは裏腹に、中央政府からあてがわれた制度に猫も杓子も飛びつく風潮が蔓延し、自治体独自の、あるいは個々の自治体職員の創意工夫は削がれていく一方です。そういう制度でしかないという事が、ますます明らかになってきている今、流山市はむしろこの制度から率先して離脱することで、流山市民のプライドの醸成に貢献するべきです。

以上、社会福祉費や児童福祉費の追加補正、人事院勧告に基づく一般職の給与改定などの必要を認めつつも、見過ごしに出来ない幾つかも問題を抱えた補正予算案であると指摘し、反対と致します。

反対 5 賛成 20



阿部はるまきの市政報告

2019年冬号
流山市議会
社民党

流山市議会事務局 〒270-0192 流山市平和台1-1-1 04-7150-6099

市民の皆さんの応援で実現



福祉・介護の何でも相談

月に1回、行っています。相談スタッフは、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、精神保健福祉士などの資格を持った専門家、大学教員です。
日程調整のため、事前連絡を下記までお願いします。

日時 1月は日程調整中
2月は日程調整中
場所 社民党流山事務所
流山市平和台2-4-3 広葉ビル201
連絡先 090-2481-9040 (阿部治正)



阿部治正はこの5年3ヶ月間、平日は毎朝(荒天や出張などで市内にいない日を除き)駅頭に立ち市政の報告をしています。



また、市長の退職金廃止の主張に、ポピュリズム、大衆迎合主義だとの非難を向けるむきもあり。しかし、高額な退職金の廃止は市民感覚

賛成 市長など特別職の高額な退職手当は支給停止等を求める陳情

1点意見を付して、賛成の立場で討論をします。
陳情の主旨とは基本的に支持できます。流山市長の、1期4年ごとの1500万円を超える退職金は多すぎると思うだけでなく、そもそも不要だと考えます。
この種の議論の中では、重責を担う市長のモチベーションを維持するため、市長のなり手を確保するために高額な退職金も容認されるべきとの議論もあります。しかし、市長を務めようというほどの人のモチベーションは別の所に置かれるべきでしょう。現に、二元代表制のもつひとつの担い手である市議会議員においても、退職金などなくてもしっかりと仕事をしています。

3役の退職金廃止を賛成

また、市長の退職金廃止の主張に、ポピュリズム、大衆迎合主義だとの非難を向けるむきもありません。しかし、高額な退職金の廃止は市民感覚

水戸市との原発事故避難協定 人道支援の計画と呼べるか？

避難道路確保は？ 避難所＝学校近くの市民への説明は？

●流山市に最も近い東海第2原発の再稼働に市も反対を

(1) 水戸市など東海第2原発周辺の住民の避難計画は、原発を再稼働する前提とされているため、原子力業界や国は計画の策定を急ぐよう自治体に求めている。そこで以下の点を問う。

ア 事故の発生があり得る東海第2原発から90キロメートルしか離れていない流山市は、この原発についてどう考えるか。



住宅地の直ぐ側に立つ東海第2原発、もし事故が起きれば

つまり、①老朽原発。②トラブルを繰り返してきた原発。③原発以上に危険な核燃料工場が直ぐ近くに存在する原発。④3・11東日本大震災で被災しその後の対策も十分にできていない原発。⑤30km圏に96万人が住む原発。⑥資金面での困難に陥っている原発。以上の現状についての流山市の見解は。

<当局の答弁> 原子力規制委が最長20年の運転期間延長を認可し、所定の手続きを得ている。安全協定を結んだ6自治体の地元同意を得られるかが焦点となっているが、那珂市は反対の意向を示している。東海第2原発の現状については答弁を差し控える。再稼働については、十分な安全性の確保はもとより立地自治体や周辺自治体との十分な協議の上、合意の下に判断して欲しい。

イ 東海第2の再稼働について市はどう考えるか。茨城県内では2018年9月現在で、44自治体のうち29自治体が再稼働や運転期間延長に反対を表明。千葉県内でも野田市が再稼働に反対、6自治体議会が再稼働・運転期間延長に反対したり廃炉を求めている。流山市も反対の姿勢を示すべきではないか。

<答弁> 安全性についての様々な議論がされているが、再稼働に必要な所定の手続きが進んでいると

認識している。

●水戸市が想定する事故は「全面緊急事態」という過酷事故

(2) 水戸市民を流山市に受け入れるための協定は東海第2原発における事故の発生を想定している。流山市も事故が発生しうるとの認識を共有したが故の避難協定の調印だ。では、具体的にどの様な事故を想定しているのか。

例えば、水戸市の防災計画の想定では、大きく「警戒事態」と「緊急事態」の2つに分け、緊急事態もさらに「施設敷地内の事態」と全「全面事態」の2つに分けている。

「施設敷地緊急事態」とは、原子力施設において、人々に放射線の影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時モニタリングの実施等により、事態の進展を把握するための情報収集の強化を行う段階とされる。

「全面緊急事態」は、原子力施設において人々に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、その影響を回避、低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階とされる。

では、流山市はどの事態を想定しているのか。

<答弁> 想定している事態は事故による放射性物質の放出等である。茨城県や水戸市の広域避難計画で適切な防護措置の実施の基準を定めおり、事故の具体的内容を詳細に定めている。

●具体性を欠く受け入れ計画は水戸市民に困難を強いるだけ

(3) 水戸市民の流山市への避難計画は、水戸市民の被災の防止や軽減のためにどのように役立つのか、あるいは役立たないのか。すでに様々な限界や問題点が指摘されているが、以下の諸



病人、高齢者、子ども、妊婦はどう守るのか

点を問う

ア 水戸市民は自家用車で流山市を含む千葉県内の6自治体に避難するとされているが、現実性がある計画



国道6号線は避難者の車で大渋滞は必至。どこに車を止め、どう避難するのか。

なのか。国道6号線の交通渋滞、自家用車の一時駐車場所、そこから6市への移動はどうするのか。行政はただ作文をすれば良いのだけれど、物事を現実的に考えざるを得ないバス会社などは協力を拒否している。これらの事態をどう考えるか。

<答弁> 自家用車での避難を原則としている。流山市としては、茨城県内で駐車場を確保し、そこから千葉県内各地に避難すると理解している。

イ 受け入れ自治体の避難所の多くは、高校・中学・小学校の体育館とされている。そうであれば、避難所となる学校の近隣住民、自治会、PTA等への周知と理解が必要となる。そのための説明や協議が全く行われていないままの計画は、避難計画としての前提を欠いた欠陥計画ではないか。

<答弁> 避難所は、本市の指定避難所のうち、予め定めた施設の一部。現時点では個別の避難所は決定していない。決定した場合は周辺住民に説明会を行う。

●避難協定が再稼働の前提作りへの協力になってはならない

流山市と水戸市の協定締結に対して、以下の①の問題点を厳しく指摘し、②～④を強く要望する。

① 広域避難受け入れは「人道上当然のこと」「災害対策基本法上の要請だ」とされるが、実際の受け入れ計画は人道上の必要を満たすものとも、災害対策基本法上の要請を満たすものともなっていないことが答弁からも明らかになった。

このことは、東海第2原発周辺の自治体首長たち自身が、避難計画は不十分、そもそも原発事故という大惨事を前提にした避難計画などは立てよ

うがない等々と語っていることから明らかだ。

協定締結は、むしろ東海第2原発の再稼働の条件とされ、再稼働の露払いの役割を担われている。広域避難計画は、社会的・政治的な文脈上では、東海第2原発の再稼働の動きと強力にリンクさせられている。この苦しい現実を「再稼働とは関係が無い」「災害対策基本法上の要請」などという言葉で誤魔化さず、直視すべきだ。

② 水戸市の防災計画の中でも言われているように、そもそも原子力災害は「被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害の発生または拡大の防止が極めて重大である」のは明らかだ。

また水戸市の計画は「被ばくの影響は、被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要である」とも述べている。

だとするならば、流山市も茨城県内の多くの自治体とともに、運転期間延長反対、再稼働反対の声をあげていくべきだ。

●真に人道支援の名に値する避難協定をめざせ

③ 流山市の答弁からも、問題だらけの受け入れ計画であることが明らかとなった。しかしこの状態に留まるべきではない。



再稼働させないことが一番の安全対策！

水戸市の原子力災害対策は、災害基本法第42条に基づいて毎年検討を加え、必要がある場合は変更、修正するとされている。流山市としても、こうした機会を捉えて、よりまともな広域避難計画としていくよう、協定の一方の当事者としての責任を持って、提言をしていくように強く求める。

④ 水戸市との協定において、流山市自身が原発事故の被災地となる可能性を市は事実上認めた。そうである以上、流山市も独自の実効性ある原発事故対策を立てて住民の安全確保に万全を期すべきだ。

再稼働に手を貸す協定にしてはダメ！

流山市が原発事故の被災地になった時の避難計画は？